

協議第 1 1 号

一般職の身分の取扱い（協定項目 9）について

一般職の身分の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会  
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	9 一般職の身分の取扱い	整理番号		事務事業名																																																					
調整方針案	<p>一般職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1. 2町村の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2. 職員数については、新町において定員適正化計画等を策定し、適正な職員数となるよう努める。</p> <p>3. 給与及び手当については、適正な給与体系となるよう調整する。</p>																																																								
項目	現 況			調整内容																																																					
1. 職員数の状況	<p>[職員数の状況]</p> <p>平成16年4月1日現在</p> <p>《定数条例を基本にした人数》</p> <table border="1" data-bbox="380 758 969 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例定数</th> <th>実人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村長の事務部局</td> <td>40人</td> <td>39人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会</td> <td>2人</td> <td>兼 2人</td> </tr> <tr> <td>議会</td> <td>2人</td> <td>兼 2人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会（教育長除く）</td> <td>5人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の所管に属する</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校その他の教育機関</td> <td>11人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>60人</td> <td>52人</td> </tr> </tbody> </table>		条例定数	実人数	村長の事務部局	40人	39人	農業委員会	2人	兼 2人	議会	2人	兼 2人	教育委員会（教育長除く）	5人	5人	教育委員会の所管に属する			学校その他の教育機関	11人	8人	合 計	60人	52人	<p>[職員数の状況]</p> <p>平成16年4月1日現在</p> <p>《定数条例を基本にした人数》</p> <table border="1" data-bbox="969 758 1561 1197"> <thead> <tr> <th></th> <th>条例定数</th> <th>実人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局</td> <td>160人</td> <td>148人</td> </tr> <tr> <td>公営企業管理者の事務局</td> <td>17人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>議会</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会</td> <td>3人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局</td> <td>15人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の所管に属する学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>17人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td>22人</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>237人</td> <td>212人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（実人数には教育長は含まない）</p>		条例定数	実人数	町長の事務部局	160人	148人	公営企業管理者の事務局	17人	10人	議会	3人	3人	農業委員会	3人	2人	教育委員会の事務局	15人	15人	教育委員会の所管に属する学校				17人	15人	学校以外の教育機関	22人	19人	合 計	237人	212人	<p>【調整の区分】</p> <p>合併時に再編する</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>一般職の職員は新町の職員として身分を保障する必要があるため、全て新町の職員として引き継がれる。</p> <p>ただし、新町においては早急に定員管理の定員適正化計画等を策定し、適正な職員数となるよう努める。</p> <p>【調整方針の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員数を適正化することにより、人件費を抑制するため</li> <li>新自治体の組織に見合った適正な人員配置とするため</li> </ul>
	条例定数	実人数																																																							
村長の事務部局	40人	39人																																																							
農業委員会	2人	兼 2人																																																							
議会	2人	兼 2人																																																							
教育委員会（教育長除く）	5人	5人																																																							
教育委員会の所管に属する																																																									
学校その他の教育機関	11人	8人																																																							
合 計	60人	52人																																																							
	条例定数	実人数																																																							
町長の事務部局	160人	148人																																																							
公営企業管理者の事務局	17人	10人																																																							
議会	3人	3人																																																							
農業委員会	3人	2人																																																							
教育委員会の事務局	15人	15人																																																							
教育委員会の所管に属する学校																																																									
	17人	15人																																																							
学校以外の教育機関	22人	19人																																																							
合 計	237人	212人																																																							

項 目	現 況		調整内容																																																				
	東 村	吾 妻 町																																																					
2. 一般職の初任給・昇格・級別標準職務基準	<p>給料表 行政職給料表・・・8級 初任給 下記初任給決定基準に経験年数等を調整して、初任給を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料表                     <ul style="list-style-type: none"> <li>大学卒・・・2級2号給</li> <li>短大卒・・・1級6号給</li> <li>高校卒・・・1級4号給</li> </ul> </li> </ul> <p>昇格 下記級別資格基準年数（運用上の年数）等に基づき、昇格。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料表                     <table border="1"> <tr> <td>級</td> <td>高校卒</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>4</td> </tr> </table> </li> </ul> <p>行政職級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>主事・主事補</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>主事・主事補</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>主事</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主任</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>係長</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>補佐・課長・局長・室長</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>補佐・課長・局長・室長</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>課長・局長・室長</td> </tr> </tbody> </table>	級	高校卒	2級	4	3級	3	4級	4	級	職名	1級	主事・主事補	2級	主事・主事補	3級	主事	4級	主任	5級	係長	6級	補佐・課長・局長・室長	7級	補佐・課長・局長・室長	8級	課長・局長・室長	<p>給料表 行政職給料表・・・8級 初任給 下記初任給決定基準に経験年数等を調整して、初任給を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料表                     <ul style="list-style-type: none"> <li>大学卒・・・2級2号給</li> <li>短大卒・・・1級6号給</li> <li>高校卒・・・1級4号給</li> </ul> </li> </ul> <p>但し保健師[大学卒]・・・2級3号給</p> <p>昇格 下記級別資格基準年数（運用上の年数）等に基づき、昇格。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政職給料表                     <table border="1"> <tr> <td>級</td> <td>高校卒</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>4</td> </tr> </table> </li> </ul> <p>行政職級別職務分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>主事・主事補</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>主事</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>主事</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>係長代理・主任及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>係長及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>課長補佐及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>課長及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>特に重要な業務を所掌する課長で長が定める者</td> </tr> </tbody> </table>	級	高校卒	2級	4	3級	3	4級	4	級	職名	1級	主事・主事補	2級	主事	3級	主事	4級	係長代理・主任及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者	5級	係長及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者	6級	課長補佐及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者	7級	課長及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者	8級	特に重要な業務を所掌する課長で長が定める者	<p>【調整の区分】 合併時に再編</p> <p>【具体的な調整方針案】 適正な給与体系となるように調整する</p>
級	高校卒																																																						
2級	4																																																						
3級	3																																																						
4級	4																																																						
級	職名																																																						
1級	主事・主事補																																																						
2級	主事・主事補																																																						
3級	主事																																																						
4級	主任																																																						
5級	係長																																																						
6級	補佐・課長・局長・室長																																																						
7級	補佐・課長・局長・室長																																																						
8級	課長・局長・室長																																																						
級	高校卒																																																						
2級	4																																																						
3級	3																																																						
4級	4																																																						
級	職名																																																						
1級	主事・主事補																																																						
2級	主事																																																						
3級	主事																																																						
4級	係長代理・主任及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者																																																						
5級	係長及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者																																																						
6級	課長補佐及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者																																																						
7級	課長及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者																																																						
8級	特に重要な業務を所掌する課長で長が定める者																																																						

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
3 . 一般職の給料及び手当の種類	<p>職員の給与に関する条例及び規則に基づき支給</p> <p>支給日 給料及び各種手当 25日</p> <p>支給方法 現金</p> <p>[給与の種類]</p> <p>給料・・・行政職給料表</p> <p>扶養手当・・・国に同じ</p> <p>住居手当・・・持ち家2,500円</p> <p>通勤手当・・・距離に応じて</p> <p>特殊勤務手当・・・業務に応じて</p> <p>時間外勤務手当・・・支給率は国に同じ</p> <p>休日勤務手当</p> <p>夜間勤務手当</p> <p>宿日直手当・・・1回4,200円</p> <p>期末手当・勤勉手当・・・国に同じ</p> <p>管理職手当・・・職に応じて下記のとおり</p> <p>課長・局長職 給料の10%</p> <p>人事給与担当補佐 給料の 8%</p> <p>管理職特別勤務手当・・・職に応じて下記のとおり</p> <p>課長・局長職 6,000円</p> <p>人事給与担当補佐 4,000円</p> <p>寒冷地手当・・・国に同じ(1級地のみ)</p>	<p>職員の給与に関する条例及び規則に基づき支給</p> <p>支給日 給料及び各種手当 21日</p> <p>支給方法 口座振込及び現金</p> <p>[給与の種類]</p> <p>給料・・・行政職給料表</p> <p>扶養手当・・・国に同じ</p> <p>住居手当・・・持ち家2,000円</p> <p>通勤手当・・・距離に応じて</p> <p>特殊勤務手当・・・業務に応じて</p> <p>時間外勤務手当・・・支給率は国に同じ</p> <p>休日勤務手当</p> <p>夜間勤務手当</p> <p>宿日直手当・・・1回4,200円</p> <p>期末手当・勤勉手当・・・国に同じ</p> <p>管理職手当・・・職に応じて下記のとおり</p> <p>課長職 給料の12%</p> <p>所長等 給料の 8%</p> <p>管理職特別勤務手当・・・職に応じて下記のとおり</p> <p>課長相当職 6,500円</p> <p>課長補佐等 4,000円</p> <p>寒冷地手当・・・国に同じ(1級地のみ)</p>	<p>【調整の区分】</p> <p>合併時に再編する</p> <p>【具体的な調整方針案】</p> <p>給与支給日はいずれかの町村に倣い、支給方法については口座振り込みに統一する</p> <p>手当の種類及びその支給額等については、適正な給与体系となるよう調整する</p> <p>【調整方針の理由】</p> <p>適正な給与水準とするため</p>

## 資 料

### 一般職の身分の取扱いに関する法令 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（分限及び懲戒の基準）

第27条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休暇等）

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

## 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

(職員の身分取扱い)

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。